

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等の公表  
に関するパブリックコメント提出意見

該当箇所	ご意見等
保険業法施行規則 第227条の9の2	保険募集人において個人データの漏えい等の事態が発生した場合には、従来からその個人データの取扱いを委託している保険会社が財務局長等への報告を行なっているが、その運営を維持することは許容されるということによいか。
保険業法施行規則 第53条の8の2 第227条の9の2  金融分野における個人 情報保護に関する ガイドライン 第11条第1項後段	監督当局への漏えい等報告について、仮名加工情報である個人データは報告対象であるか。
保険業法施行規則 第53条の8の2 第227条の9の2  金融分野における個人 情報保護に関する ガイドライン 第11条第1項	個人データまたは仮名加工情報（以下「個人データ等」という）の共同利用を行っている場合、個人データ等の取得者は保険会社等金融分野の個人情報取扱事業者であり、提供先の共同利用者は金融分野以外の個人情報取扱事業者であるケースも考えられる。共同利用者である金融分野以外の個人情報取扱事業者が個人データ等の漏えい等が発生させた場合、個人データの取得者である金融分野の個人情報取扱事業者に報告義務はないとの理解によいか。  <b>【理由】</b> 上記は改正事項以外にも関わるが、今般「仮名加工情報」制度が導入され、共同利用での利活用が広がると考えられ、漏えいの発生も懸念されるため確認するもの。

以 上